

はしめに金を九兩と有しかと其場になりて五両けん
かな

と申上げるニ、弥興しさせ給ひて、不足の分とらすへ
しと、又四両被下けるとなん、実ニ兒女子の物語ニひ
としけれど、君臣かくも親しき有様こそ難有けれ、

大鋒院殿御事蹟 卷之九 終

大鋒院殿御事蹟稿 卷之十

臣河原舍人藤原綱徳奉 命纂輯

雜記下

古今沼田記 去程ニ逆徒悉ク御誅罰アリテ、天下一統
静謐ニナリニケル、元和元年八月廿日、真田伊豆守信
幸沼田へ飯城シ玉ヒ、家中ノ諸士ノ軍功ヲ糺シ、夫々
忠賞被充行、近年打続キ乱世ニテ、諸軍役繁ク困窮ニ
及ヒケレハ、領分ノ年貢十分ニヲ用捨シ、猶諸役錢三
年ノ内免シ玉ヘハ、民家ウルホヒ、新田ヲ開墾シ、万
歳ヲ謡ヒ賀シ奉ル、翌元和二年ニ伊豆守出浦對馬守ニ
仰テ、横塚村ヲ町割シ、此所ハ諸郷ノ街ナレハ、在民
ノ為ニ毎月三日・七日ヲ市日トシテ、塩売買ヲシタリ
ケル、同年沼次坊新田町モ地ワリヲ、新田ノ税トテ歌
舞妓蜘蛛舞ヲ呼ヨセ、所々ニテ是ヲ見物セシム、サレハ
耕作年々豊熟シ、諸民安堵シ、目出度御代トハ成ニケ
リ、

定

出浦右近助昌相伝

一沼次新町市可立之事

一当時五年中諸役免許事

一新町へ来宰人をひてハ、御蔵方をはしめ、何れの負
物借錢引負候共、御免許之事

一一人者不可宿借之事

一押買狼藉可令停止候事

一喧嘩口論一切法度可申付候事

一盜賊彼町不可置之候、悪党聞出申上候者、御褒美可
被下事

右之旨於違輩者、可被処服科之段被仰出候者也、仍如
件、

寅

出浦對馬守

十二月十日御朱印

奉之

綱徳謹テ按スルニ、此御令条沼次新町市立初ノ時ナ
ルヘシ、但古今沼田記ノ説トハ支違ヘリ、

真武内伝附録 祢津三十郎一当公御前ニテ、宮下藤

右衛門ヲ討、藤右衛門ハ家老也、大坂へ玉葉通入シタル由ニ付、被為討、但江戸へ被召呼、呉服ナト下サレ、兼テ志摩網徳按スルニ、志摩始名式部ニ仰付ラレケルニ、志摩申ハ、私儀ハ御武威ヲ以テ相応ノコ、ロバセモ数度仕候へトモ、悴儀ハ御静謐ノ御代ニ罷成、鼠ノ首ニテモ切申事無之間、三十郎ニ被仰付被下候へト申ニ付、三十郎へ仰付ラル、由、右藤右衛門御前ヲ罷立ト、其マ、三十郎乍立父カ方ヲキツト見ケレハ、志摩瞞ト白眼ケリ、三十郎心得、跡ヨリ次ノ間迄出、ソコニテ藤右衛門待ヨ、御意シヤト声ヲカクル、藤右衛門立版、脇差拔所ヲ討タリト云、志摩カニラミタルハ御前近キ所ナルニ依テ也、三十郎能心得タルナリ、

菅沼九兵衛中略一当公竊盜ノ者ニ、馬場主水ト云者アリ、子細有テ浪人シタリシカ、一当公大坂へ内通ヲ金銀矢ノ根玉葉ヲサシ遣シタリト公儀へ訴入ス、然ル間段々御穿鑿アル、此時御家シバノ危シ、主水方ハ公儀御役人ヨリ御尋ニハ、内通ノ証拠慥成事有ヤト、主水申ハ我等儀ハ忍ビノ者ニ候へハ、他ノ者ト一同ニ被

申付タル事ハナク候へハ、此者一坐ト申ヘキ様モコレナク候、然レ共、大坂ヨリ返札参リタル時、人ヲ弘ヒ候ヘシカ、菅沼何某ト云小姓一人ハ伊豆守前ニ罷在候ト云、サラハトテ、則九兵衛評定所へ被召出、主水ト段々対決ニ及フ、九兵衛末十七八歳半元服ナリシカ、サカノシク随分陳防シケレ共、証拠ナキ事ナレハサラニ勝負ナシ、サレハ何事モ陳シ言譯ノ様ニ計聞ケル故、九兵衛妻手口ノ様ニテ有シ、切書状持参シタル時己許伊豆守殿ノ前ニ居タリ、寢所ニテノ事成シ、伊豆守殿其書ヲヨミ終リ玉ヒテ後ニ押丸メ、其前ナル寶垣ノ際へ投捨ラレ候ト云、其時九兵衛主水ニ少シモ取合スシテ、御役人へ向ヒ申ケルハ、伊豆守儀小身トハ乍申、御厚恩ヲ以テ上州沼田・信州上田知行仕罷在候へハ、外ノ所ハ免モ角モ、寢所杯ノ圓ヲ寶垣杯ニテ仕ヘキ様ヤ候半、乍恐御檢使ヲ被指遣候ハ、分明ニ相知可申ニ御座候、又大底ノ書状ヲサヘムサト捨不申候ハ世ノ中ノ習ニテ御坐候、夫程大切成返札ヲ焼捨モ仕ズ、寶垣杯ノ際へ捨申程ノ不覚ノ者トヤ被思召候

カ、此事ヲ以テ千言万語皆偽リト被思召可被下ト云、爰ヲ以テ一当公仰分ラレ立テ、菅沼事故ナク皈ル、一当公ニモ心元ナク思召テ段々道々人ヲ付置玉ヒテ、御玄関迄御出待セ玉ヒシト也、其後御穿鑿有之候へハ、宮下藤右衛門大坂へ書通致スノ由ニテ、江戸屋敷へ召呼レ御成敗ナリ、

取捨録 祢津三十郎後ニ夢道といふ、御徳按スルニ、志摩大坂ニ於テ討死故、略上ニ家督ヲツク上田御在城の時、大坂御陣の翌年、馬場主水と云忍の者、いか成野心か有けん、公儀へ訴人

ニ出、大坂城内へ玉葉を入させられしと訴けるにより、段々六ケしく成けれ共、元御誤なき故被仰訳立て事済ケリ、然るニ、御家老の宮下藤右衛門と云者千石を領し居けるか、此者大坂へ書通なしたる事露顯し、江戸へ召呼れ御成敗なり、藤右衛門も聞ゆる強力の者なれば、御氣を思召て、祢津志摩を御撰にて、討手を被仰付たり、志摩申ハ奉畏候得とも、此儀ハ悴三十郎へ被仰付被下候へ、私儀ハ御太刀陰をかり奉り、相應の志をも仕候へ共、悴義ハ仕合とや可申不仕合とや申

へき、年計重ね候て鼠の首ニても切候事無御座候と申上る、さらハ三十郎呼へしと被召出、何才ニ成候やと御尋有ければ、十七才ニ罷成候と申上る、唯今藤右衛門罷出候間討候得と被仰、御詞之下より藤右衛門罷出たり、則御前江被召出、上田表ニハ替る事無之か、城内無異なるか杯と御尋ニテ、此度召呼候事余義ニあらす、其方身の上ニ付て不思議の事を聞出したり、実儀ニハ有ましかれ共、公儀を重んずるなれば召呼たり、先今日ハ罷版、緩々休足すへしとの仰ニテ、御盃を給はり時服を被下退出す、三十郎續きて立て、脇指の柄に手を懸ながら父の方をみれハ、志摩はたとにらむ故、敷居を越させ、己も越ながら藤右衛門御意なりと声懸て討てかゝるを、心得たり小悴と云ながら脇指をぬくを飛違て討、藤右衛門さそくを踏切結はんとするを、疊かけて切付、乗たをして首を取ける也、志摩かにらみたるハ、御前近けれハ奉憚て、御次ニてせよとの心なりしとそ、此手首尾を見給ひし故、三十郎八定の場をは外さぬ者なりと常々仰られしとかや、